

残留性が極めて低く食品に残留しないと考えられる農薬の取扱いについて

平成 29 年 10 月 12 日

(趣旨)

- 農薬の残留基準値は、原則として作物残留試験成績に基づき設定されており残留性が極めて低い農薬の取扱いについては、「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について（平成 25 年 10 月 21 日農薬・動物用医薬品部会合意事項。以下「部会合意事項」という。）」に基づき基準値が設定されている。
- 上記の原則に基づき、国内登録されているが、作物残留試験が実施されていない農作物については、当該農作物に対応する残留基準値を設定しておらず、一律基準（0.01ppm）により規制されている。
- 一方で、我が国の農薬の残留基準値の設定の際に行われる暴露評価では、国際的な方法と同様に、残留基準値が設定されている農作物に対して行っていることから、より緻密な暴露評価を行うためには、使用される可能性のある農作物については基準値を設定すべきである。
- このため、国内登録がある農薬で、合理的に残留性が極めて低いと考えられる使用方法で使用される農作物については、作物残留試験が実施されていない場合でも、当該農作物に対して一律基準と同様の 0.01ppm を設定することとする。
- なお、「合理的に残留性が極めて低いと考えられる使用方法」としては、播種前の種子への処理、果樹等への発芽前までの施用、多年生植物の収穫後の施用が考えられるが、その他の使用方法についても必要に応じ、個別に検討することとする。

(基準設定の進め方)

- 部会合意事項に上記の方針を盛り込み、今後、本部会で審議される農薬から適用する。
- 国内登録があるにも関わらず残留基準が設定されていないものについても、一律基準によって管理されており、リスク管理上は問題がない。このため、当該農薬の適用拡大申請やインポートトレランス申請等による残留基準値の見直しに合わせて本方針に基づき基準値を設定していくこととする。

残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について

平成 25 年 10 月 21 日

平成 29 年 10 月 12 日一部改訂

農薬・動物用医薬品部会

【概要】

食品中の残留農薬基準については、基準値の設定根拠となる作物残留試験結果が定量下限値未満であった場合でも、使用方法や試験例数等を考慮して、農薬が適正に使用された農作物が食品衛生法違反となることがないように残留試験結果にある程度のアローアンスをおいて基準値を設定している。しかしながら、この設定方法では、残留性が極めて低い農薬について、必要以上に高い基準値が設定されてしまう可能性がある。また、国内で登録されている農薬でも食品に残留しないと考えられる場合には基準値が設定されていないものもあるが、適切な暴露評価や残留モニタリング検査を行うため、このような場合には、以下のとおり基準値を設定することとする。

【残留性が極めて低い農薬の基準値設定】

下記①②の条件に該当する農薬については、ほとんど残留しないと考えられることから、基準値設定に当たっては、アローアンスを考慮せず、原則、定量下限値を基準値とすることとしたい。

なお、定量下限値が 0.01 ppm 以下の作物残留試験が実施されている場合は、残留基準として一律基準と同じ規制値 0.01 ppm を設定することとする。

また、残留しないことが合理的に明らかで、国内で農薬登録されている場合については、作物残留試験が実施されていなくても、残留基準として一律基準と同じ規制値 0.01 ppm を設定することとする。

ただし、ADI の許容範囲内に収まらない場合等、安全性に懸念がある場合については、従来どおりの考え方で残留基準を設定するなど、個別に対応を検討する。

【安全性の考え方】

アローアンスを考慮しないことにより、実態の残留濃度より過大な基準の設定とならないこと、残留する可能性が極めて低い農薬についても登録がある場合には、残留基準値として一律基準と同じ規制値 0.01ppm を設定することにより暴露評価の対象や残留モニタリング検査の対象となることから、より適切で実態に則した基準値の設定が可能となる。

条件

- ① 適切に使用する限り、残留する可能性が極めて低いと考えられる使用方法のもの（土壤燻蒸剤等）。なお、その他の試験成績等に基づき残留する可能性が極めて低いことについて、合理的な説明ができるものに限る。
- ② 作物残留試験が実施されている場合は、全ての結果が定量下限値未満であるもの。